

日中一時支援事業地域区分別報酬単価

令和3年10月1日適用

区分		市町名 利用時間	地域区分別報酬単価（円）				(参考) 1単位 の単価 10.00
			大阪市	堺市 高石市	泉大津市 和泉市 忠岡町 岸和田市 貝塚市 泉佐野市	泉南市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町	
18才 以上	区分 1	4時間以下	1,350	1,310	1,280	1,240	
		4時間超～8時間以下	2,720	2,630	2,570	2,490	
		8時間超	4,080	3,950	3,860	3,730	
	区分 2	4時間以下	1,350	1,310	1,280	1,240	
		4時間超～8時間以下	2,720	2,630	2,570	2,490	
		8時間超	4,080	3,950	3,860	3,730	
	区分 3	4時間以下	1,550	1,500	1,470	1,420	
		4時間超～8時間以下	3,120	3,020	2,950	2,850	
		8時間超	4,670	4,520	4,420	4,270	
	区分 4	4時間以下	1,730	1,670	1,630	1,580	
		4時間超～8時間以下	3,470	3,360	3,280	3,170	
		8時間超	5,200	5,030	4,920	4,750	
	区分 5	4時間以下	2,090	2,020	1,970	1,910	
		4時間超～8時間以下	4,190	4,050	3,960	3,830	
		8時間超	6,300	6,090	5,950	5,750	
	区分 6	4時間以下	2,460	2,380	2,330	2,250	
		4時間超～8時間以下	4,940	4,780	4,670	4,510	
		8時間超	7,410	7,170	7,010	6,770	
18才 未満	区分 1	4時間以下	1,350	1,310	1,280	1,240	
		4時間超～8時間以下	2,720	2,630	2,570	2,490	
		8時間超	4,080	3,950	3,860	3,730	
	区分 2	4時間以下	1,640	1,590	1,550	1,500	
		4時間超～8時間以下	3,290	3,190	3,110	3,010	
		8時間超	4,940	4,780	4,670	4,510	
	区分 3	4時間以下	2,090	2,020	1,970	1,910	
		4時間超～8時間以下	4,190	4,050	3,960	3,830	
		8時間超	6,300	6,090	5,950	5,750	
低所得食事提供加算			320	310	310	300	

注 1 地域区分別報酬単価は厚生労働大臣が定める一単位の単価(令和 3 年厚生労働省告示第 87 号)での短期入所に係る事業者の所在地に応じた地域区分を指す。

なお、この表に記載がない地域にある事業所の場合は、「(参考)一単位の単価 10.00 ×当該地域区分の一単位単価」を報酬単価とする。

注 2 低所得食事提供加算は、次の世帯に属する方を対象とする。

① 生活保護世帯

② 市町村民税非課税世帯